

附属資料

附属資料は、新型インフルエンザ等対策を実施する際に適宜参照すべき資料を示すものであり、計画本文において《附属資料●参照》と付記して関連する対策と紐付けている。

なお、ここに掲載する資料は、計画改定時点での情報であり、感染症有事の際には最新版を確認する必要がある。

A 時期に応じた感染症サーベイランス

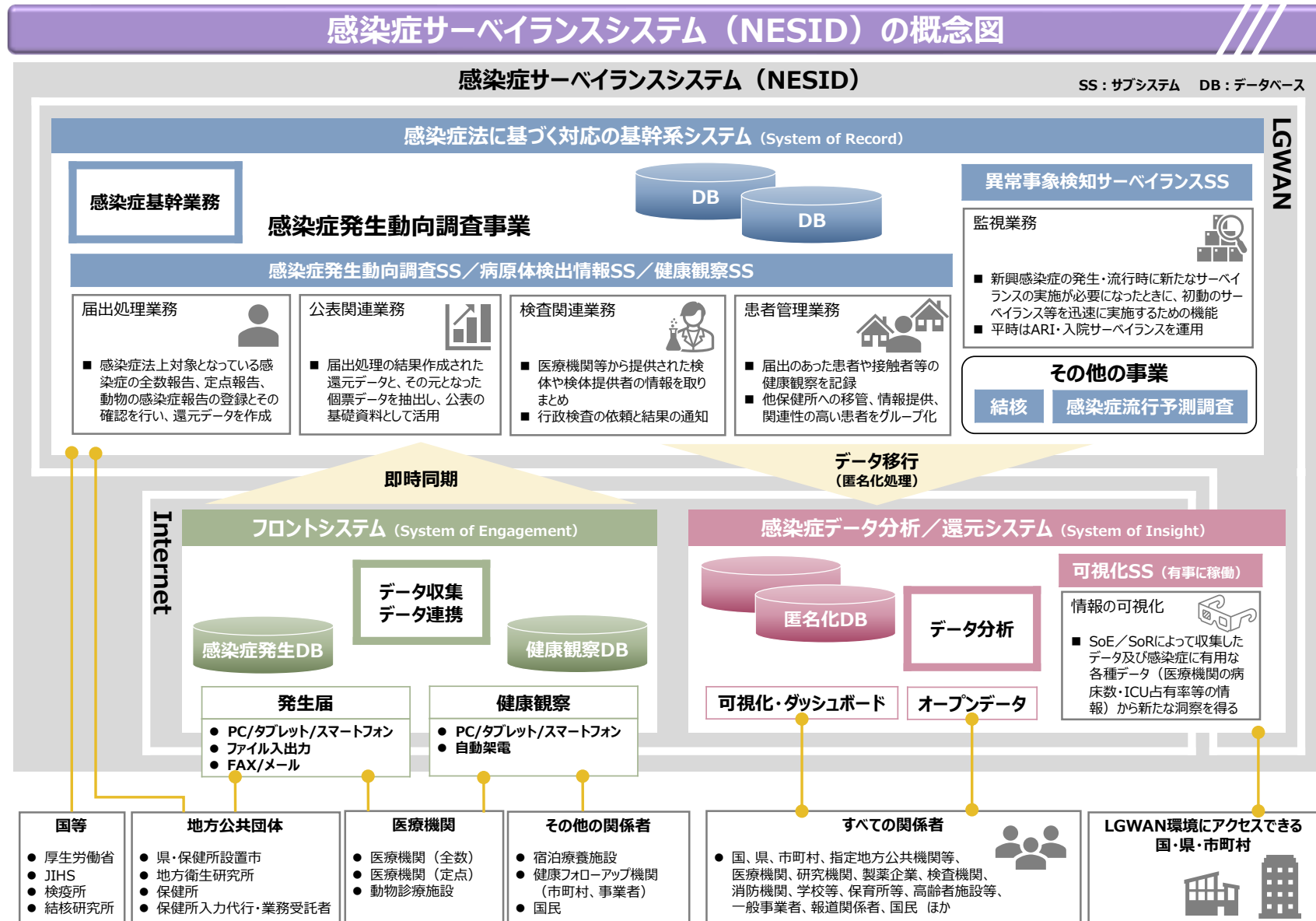
下線：期の移行に伴う追加・強化

	準備期	初動期	対応期
(1) 感染症発生の探知			
疑似症サーベイランス (医師からの届出によるもの)	—	都道府県等は、医師からの届出による全数把握を検討の上、開始	引き続き実施。なお、医師からの届出による患者発生サーベイランス開始後は終了
入国者サーベイランス	検疫所において、症状のある入国者のうち、協力が得られる者を対象に実施	検疫法に基づく検査や、当該検査の陽性者に対するゲノム解析を実施	引き続き実施
インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等を対象に実施	感染症の特徴や病原体の性状に応じ、実施方法の強化や見直しを検討	必要に応じ、実施方法の強化及び見直しを実施
クラスターサーベイランス	保健所が、施設長等からの連絡により把握	クラスター発生状況に応じ、実施体制の強化や見直しを検討	クラスター発生状況に応じ、実施体制の強化や見直しを実施
(2) 患者発生の動向把握			
疑似症サーベイランス (指定届出機関からの届出によるもの)	疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定医療機関より報告を受け把握 全国 約 700 か所 県内 7 か所	疑似症定点医療機関のほか、協力医療機関からの疑似症患者報告による把握を検討の上、必要に応じて実施	引き続き実施
患者発生サーベイランス（指定届出機関からの届出によるもの）	定点医療機関より報告を受け把握 全国 ※ARI サーベイランス開始前 約 5,000 か所 小児科定点 約 3,000 内科定点 約 2,000 県内 35 か所 小児科定点 21 内科定点 14	引き続き実施	引き続き実施
患者発生サーベイランス（医師からの届出によるもの）	—	医師からの届出による全数把握を開始することを検討の上、実施	引き続き実施
地域ごとの実情に応じたサーベイランス	都道府県等の判断にて実施	引き続き実施	引き続き実施

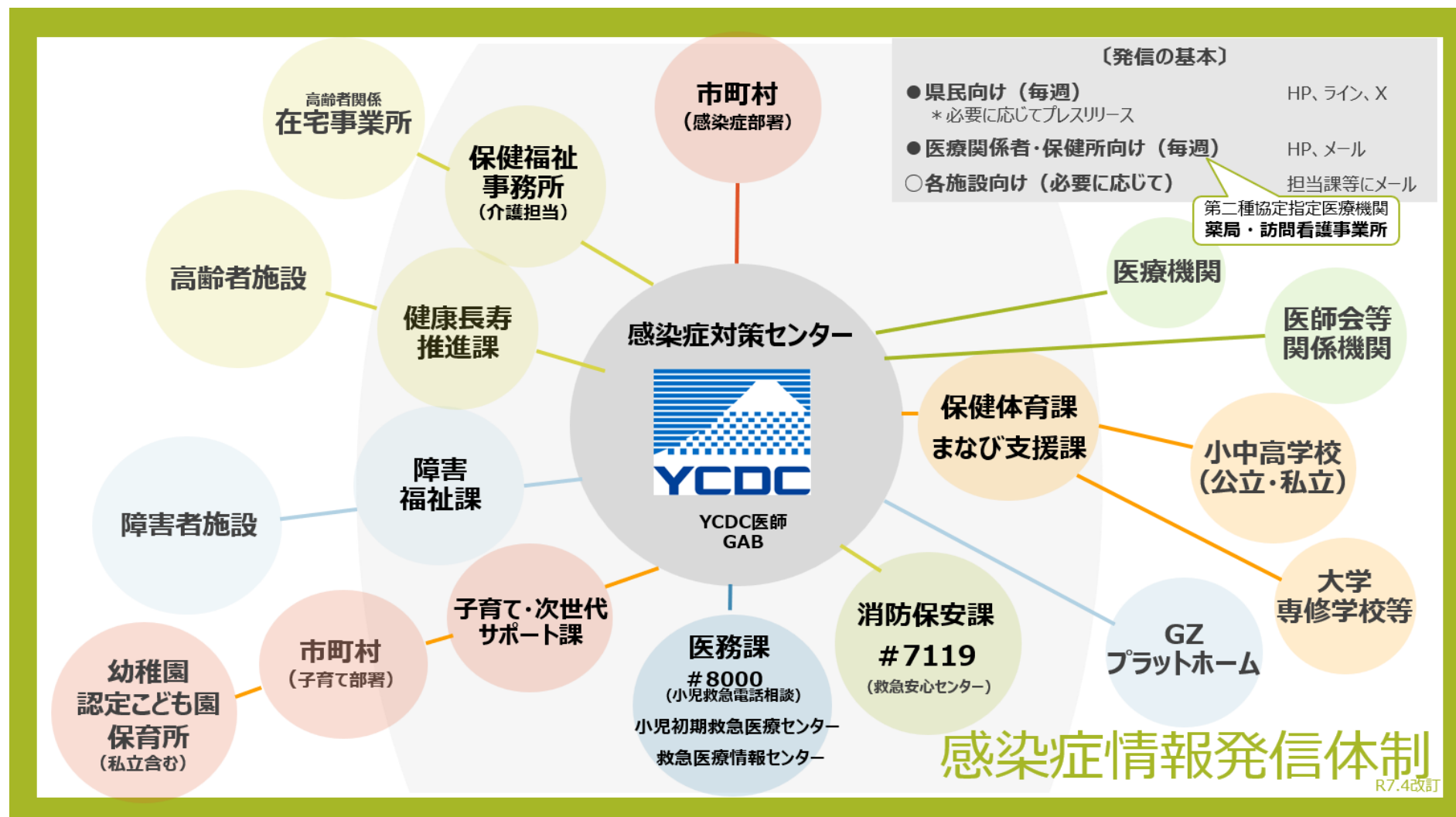
	準備期	初動期	対応期
(3) 市中における流行状況の動向把握			
抗体保有割合調査 (感染症流行予測調査含む)	地域に居住する健康な者を対象に、同意に基づく調査を実施	検査用検体の残余血液の活用等、より詳細な国民抗体保有状況の把握を検討	より詳細な国民抗体保有状況の把握を実施
下水サーベイランス (感染症流行予測調査)	ポリオウイルス及び新型コロナウイルスを対象に、都道府県等の協力を得て、下水処理場の下水を採取し測定	新たな感染症に対する下水サーベイランスの活用可否の判断に向けた調査・研究等の実施	(左記判断に応じ) 新たな感染症に対する下水サーベイランスの開始、実施地域の拡大等
(4) 重症者・死亡例の把握			
入院サーベイランス (指定届出機関からの届出によるもの)	基幹定点医療機関（全国約 500 か所の 300 床以上の医療機関）により報告を受けて把握	新型インフルエンザ等感染症の場合は医師による退院届にて患者の転帰等を把握	引き続き実施
死亡例の把握	人口動態調査において把握	「入院中や療養中に亡くなった方（厳密な死因を問わない。）」を都道府県等において把握することなどを検討し実施	引き続き実施
(5) 病原体の動向把握			
病原体ゲノムサーベイランス	インフルエンザ病原体定点医療機関より報告を受け把握	検体提供医療機関や検体提出数の拡大を検討	検体提供医療機関や検体提出数を拡大
(6) ワンヘルス・アプローチ			
感染症流行予測調査事業等	・豚のインフルエンザウイルスの分離・亜型の同定 ・鳥インフルエンザの血清抗体検査、豚における A 型インフルエンザウイルスの検査 ・高病原性鳥インフルエンザウイルス保有有無のモニタリング等	引き続き実施	引き続き実施

《出典》 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン

B 感染症サーベイランスシステム（NESID）



C 感染症情報発信体制



D まん延防止対策の種類と強度

		弱	強
患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	基本的な感染対策に係る要請等	● 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗い・手指消毒、人混みを避けること等） ● 感染拡大につながる場面の制限（人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等）	
	外出等に係る要請	● 都道府県間の移動の自粛要請 ● 営業時間の変更に係る要請に従わないで営業が行われている場所にみだりに出入りしないことの要請 ● 外出自粛要請	
事業者や学校等に対する要請等	グリーン・ゾーン認証制度による感染対策	● 認証制度への切替による事業者の感染対策の促進	
	基本的な感染対策の協力要請	● 職場における感染対策等に係る要請 ● 健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの保護者である従業員への配慮等の要請 ● イベント等における感染防止に係る計画策定等の要請等	
	事業者・学校等への特別の要請	● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ● 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ● 手指の消毒設備の整備 ● 事業所・施設の消毒 ● 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ● 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止	● 営業時間の変更の要請等 ● 施設の使用制限や休業要請等 ✓ 措置によって影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置等
	要請に係る措置の命令等		● まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に係る命令 ● まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に係る公表
	医療・保健福祉・教育における対策強化等	● 医療機関、高齢者施設等の感染対策強化の要請 ● 医療機関、高齢者施設等への情報提供及び研修の実施 ● 学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有	✓ 学校等に休業要請する場合の部分的開所の検討 ✓ 通所看護事業所等に休業要請する場合における訪問看護等の活用の推進

注「✓」の記載は、休業要請等の強力な措置に対するフォローアップの取組

《出典》 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン 一部改変

E 流行初期医療確保措置の適用基準

措置	流行初期医療確保措置の適用基準
病床確保	次のいずれも満たすものであること。 (1) 医療措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること。 (2) 感染症法第36条の2第1項の規定による通知又は医療措置協定に基づき当該措置を講ずるために確保する病床数が10床以上であること。 (3) 感染症法第36条の2第1項の規定による通知（同項第4号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を受けた医療機関又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関と必要な連携を行うことその他同法第36条の2第1項第1号に掲げる措置を適切に実施するために必要な体制を構築するものであること。
発熱外来	次のいずれも満たすものであること。 (1) 医療措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること。 (2) 感染症法第36条の2第1項の規定による通知又は医療措置協定に基づき1日あたり10人以上の新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うものであること。

F 感染症法上の疾病分類及び措置

感染症法に基づく措置は、感染症の重篤性、感染力、主な感染経路などの性状により、公衆衛生の観点から当該感染症のまん延の防止のためにどのような措置を講じるべきかを考慮して定められている。

区分	措置の内容	新感染症	新型インフル等	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	指定感染症
適用対象	疑似症患者の患者みなし	◎	●	●	▲*1				○*2
	無症状病原体保有者の患者みなし	◎	●	●					
調査分析公表	積極的疫学調査	●◎	●	●	●	●	●	▲*3	
	応答命令	●◎	●	●	●				
	情報の公表	●◎	●	●	●	●	●	●	
対人措置	健康診断受診の勧告・実施	●◎	●	●	●	●			
	就業制限	◎	●	●	●	●			
	入院の勧告・措置	●◎	●	●	●				
	当該入院に伴う移送	●◎	○*4	●	○*4				
対物措置	検体の採取、収去等	●◎	●	●	●				
	対物措置の実施のための調査	■◎	●	●	●	●	●		
	場所の消毒、物件の消毒・廃棄等	■◎	●	●	●	●	●		
	ねずみ、昆虫等の駆除	■◎	○*2	●	●	●	●		
	死体の移動制限、埋葬・火葬の特例	■◎	●	●	●	●			
	生活用水の使用制限	■◎	○*2	●	●	●			
	建物の立入制限・封鎖、交通の制限	■◎	○*2	●					
新興感染症等対応	医療・検査・宿泊施設確保の措置	●	●						
	発生・実施する措置等の公表	●	●						
	健康観察、外出自粛等の要請	○*5	○*5						
	入院患者の疾病分析（検査・臨床）	●	●						
	他の都道府県等の応援	●	●						●
	総合調整	●	●						●
	国への経過報告	●	●						○*2
	国からの指示	●							

注1 ●適用 ▲一部適用 ○政省令の定めで適用 ■知事権限で適用 ◎性状判明後に政令で指定

注2 *1 結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザに限る

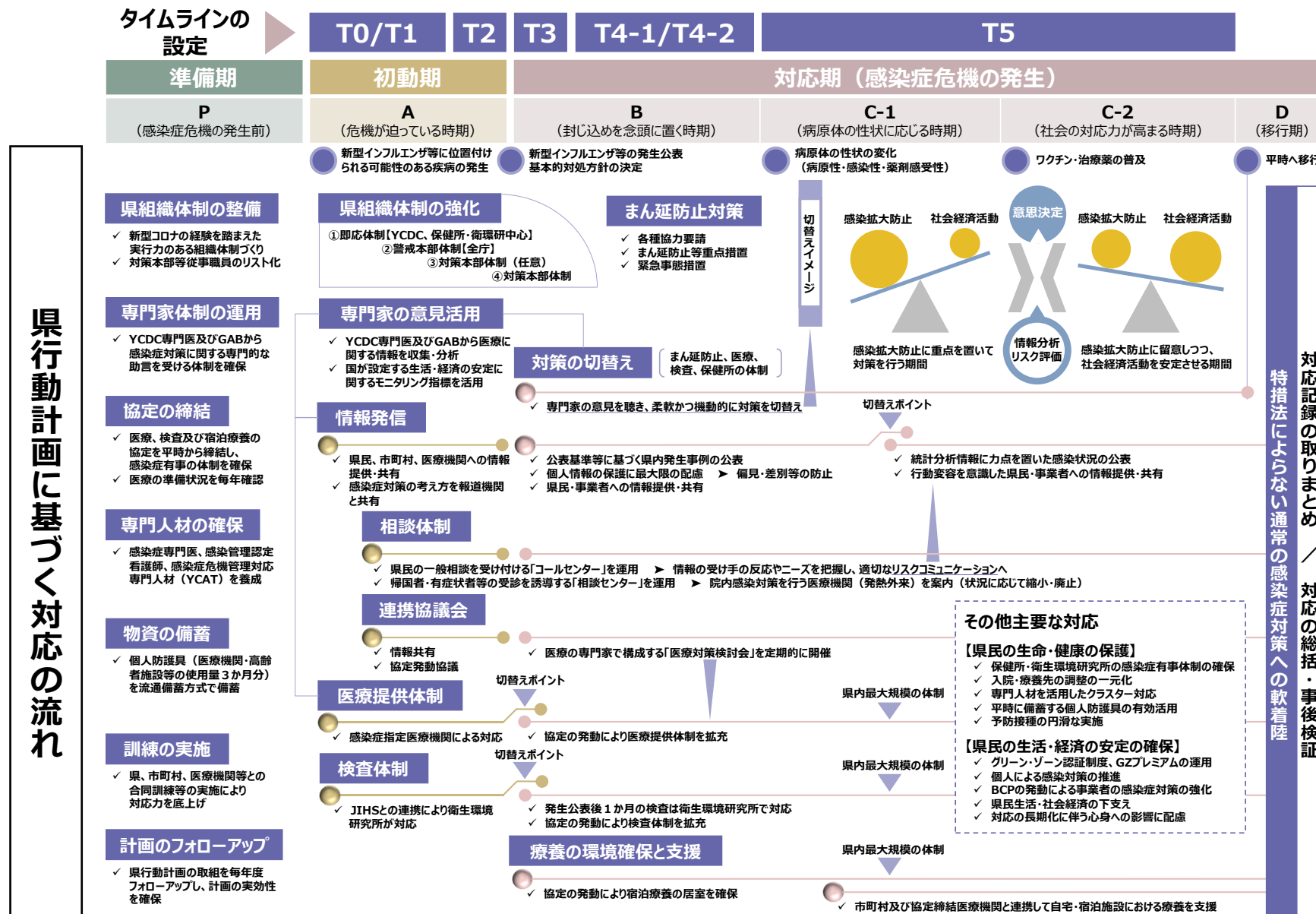
*2 具体的に適用する規定は、感染症ごとに政令で定めるものとされる

*3 定点把握対象疾病は、必要に応じて実施

*4 行政の権限として対象者の身柄を移送することができ、その行使に裁量がある

*5 病状の程度を勘案して省令で定めるものに限る

G 新型インフルエンザ等による感染症危機への事態対処のタイムライン（概要版）



初動期		対応期														
T1	T2	T3	T4-1	T4-2	T5											
新たな感染症危機の発生の予感	感染症危機発生の予感が現実	感染症有事の初動対応	感染症有事の初期対応	初期における県内発生事例への対応	関係者の連携・協力による療養支援											
X-2m~X-1w	X-1w~X	X~X+1w	X+1w~X+3m			X+3m~										
X:新型インフルエンザ等の発生公表の日 hr:時間 d:日 m:月																
対策項目 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、まん延防止 ⑥ワクチン、治療薬・治療法 ⑦医療 ⑧検査 ⑨保健 ⑩物資 ⑪生活・経済の安定の確保																
●能動的・一次的 ○受動的・二次的																
時	状況と対策		国		山梨県											
X-1w~X	□:状況 ●:国の動向 ①~⑪:対策項目①~⑪に関連した対策	統括庁／厚生労働省	JIHS	県	甲府市（保健所設置市）	市町村	指定地方公共機関	医療機関	薬局、訪問看護	消防機関	検査機関、宿泊施設	保育所等、学校等	高齢者施設等	特定接種登録事業者	一般事業者	県民
T1	□ WHOがEC（緊急委員会）の第2 回目を開催し、PHEICの該当性を検討する予定と報道。															
~T1+1w	①県対策本部体制構築及び本部会議開催の準備			●準備												
	②情報分析とリスク評価の実施			●分析												
	③有事の感染症サーベイランス体制	●通知	●方法決定	○移行	○移行			○協力								
	④対策の考え方を報道機関と共有 ④偏見・差別等の防止の普及			●勉強会 ●普及	●普及	●普及									○理解	○理解
	⑤BCP・業務計画に基づく対応の準備	●要請		○準備	○準備	○準備	○準備							○準備		
	⑥治療薬の適正使用	●要請		○協力	○協力			○協力	○協力							○協力
	⑦医療現場の感染対策の支援 ⑦連携協議会で協定発動の事前協議 ⑦G-MISを有事モードで運用開始	●要請		●人材派遣 ●協議 ●運用開始	○協力 ●協議 ○確認			○改善 ●協議 ○入力		○改善						
	⑧衛生環境研究所の検査体制の確認			●確認												
	⑨保健所の感染症有事体制の準備 ⑨相談センターの整備 ⑨入院調整一元化の検討・調整			●準備 ●整備 ●調整	●準備 ●整備	○周知										
	⑩感染症対策物資等の備蓄確認			●確認	○確認	○確認		○確認	○確認	○確認			○確認			
	⑪「グリーン・ゾーン」登録施設の感染症対策			●強化要請												○強化
T2	□ WHOが急速にまん延するおそれのあるものとして新型インフルエンザ等の発生を加盟国に通知。状況によってはPHEICを宣言。															
+12hr	●総理指示の発出 ●症例定義・届出基準の作成 ●リスク評価 ●感染症に関する知見等の共有	●連絡調整 ○結果収受 ●事務連絡	●作成 ●実施													
+24hr	●関係省庁対策会議の開催	●開催														
T2+2d	□ 厚生労働大臣が厚生科学審議会に諮問し、有識者の意見を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生を公表。															
=X	●発生公表を都道府県等へ周知	●事務連絡		○展開	○展開	○展開		○留意	○留意	○留意						
	●発生公表とリスク評価を総理へ報告	●大臣報告	●補佐													
	●政府対策本部の設置 ①県対策本部の設置	●設置周知		○受信 ●設置												
	●基本的対処方針の決定	●決定														

感染症危機への事態対処の タイムライン

2/6

✓ このタイムラインは、県行動計画のシナリオをもとに描いており、実際の感染症危機では、事前の想定と大きく異なることがある。

感染症危機への事態対処の タイムライン

2/6

✓ このタイムラインは、県行動計画のシナリオをもとに描いており、実際の感染症危機では、事前の想定と大きく異なることがある。

初動期		対応期					感染症危機への事態対処の タイムライン										
T1	T2	T3	T4-1	T4-2	T5	3/6											
新たな感染症危機の 発生の予感	感染症危機発生の 予感が現実化	感染症有事の初動 対応	感染症有事の初期 対応	初期における県内発 生事例への対応	関係者の連携・協力 による療養支援												
X-2m~X-1w	X-1w~X	X~X+1w	X+1w~X+3m			X+3m~											
X: 新型コロナウイルス等の発生公表の日 hr: 時間 d: 日 m: 月		対策項目 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、まん延防止 ⑥ワクチン、治療薬・治療法 ⑦医療 ⑧検査 ⑨保健 ⑩物資 ⑪生活・経済の安定の確保				●能動的・一次的 ○受動的・二次的											
時	状況と対策	国		山梨県													
X ~X+1w	□: 状況 ●: 国の動向 ①~⑪: 対策項目①~⑪に 関連した対策	統括庁／ 厚生労働省	JIHS	県	甲府市（保 健所設置 市）	市町村	指定地方 公共機関	医療機関	薬局、訪問 看護	消防機関	検査機関、 宿泊施設	保育所等、 学校等	高齢者施 設等	特定接 種登録 事業者	一般事 業者	県民	
T3 =X+α	□ 国が基本的対処方針を公示し、関係者は当該方針に基づく取組を開始。 □ 厚生労働省が省内に対策本部を設置。水際対策を強化。																
	①県対策本部会議の開催 BCP発動による体制の確保			●開催 ●要請				○BCP発動									
	②FF100の開始	○周知	●開始	○協力	○協力			○協力									
	④最新の知見を情報発信（以後随時）			●発信	○展開	○展開	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	
	⑦入院調整一元化の運用開始 ⑦医療提供体制の速やかな構築	●要請		●運用開始 ●協定発動				○1w以内 体制整備									
	⑦宿泊療養体制の確保			●協定発動							○1m以内 居室確保						
	⑧検査体制の速やかな構築	●要請		●体制確保													
	⑨保健所の有事体制の速やかな構築 症例定義に基づく発生届や積極的 疫学調査の運用開始	●要請 ●周知		●体制確保 ○運用開始	●体制確保 ○運用開始			○運用開始									
T3+1d	□ 内閣感染症危機管理統括庁は、国の方針を共有するとともに、都道府県の取組状況を確認するため、緊急連絡会議を開催。																
	●緊急連絡会議を開催	●開催		○参加													
	①市町村全庁体制の構築 指定地方公共機関の業務計画発動 医療機関のBCP発動				●開始	●開始	●発動	●発動									
	⑤感染症の発生及びまん延防止対策 による影響を考慮した取組の開始											●対応	●対応				
	⑪「グリーン・ゾーン」認証基準の作成着手			●着手													
T3+1w	□ 流行初期医療確保措置付き協定締結医療機関による医療提供体制を確保。																
	●治療指針を議論する委員会を設置	●設置															
	●専門家を各地に派遣し情報収集	●派遣															
	●検査マニュアル・試薬の配布 （検討開始から3w以内）		●配布	○技術検証 ○検査協定 準備要請	○検査協定 準備要請						○準備開始						
	⑦協定1w以内の対応状況を確認 流行初期医療確保措置の適用			●確認 ●事務開始				○報告									

感染症危機への事態対処の タイムライン

3/6

✓ このタイムラインは、県行動計画のシナリオをもとに描いており、実際の感染症危機では、事前の想定と大きく異なることがある。

初動期		対応期														感染症危機への事態対処の タイムライン 4/6			
T1	T2	T3	T4-1	T4-2	T5														
新たな感染症危機の 発生の予感	感染症危機発生の 予感が現実に	感染症有事の初動 対応	感染症有事の初期 対応	初期における県内発 生事例への対応	関係者の連携・協力 による療養支援														
X-2m~X-1w	X-1w~X	X~X+1w	X+1w~X+3m			X+3m~													
X: 新型インフルエンザ等の発生公表の日 hr: 時間 d: 日 m: 月		対策項目 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、まん延防止 ⑥ワクチン、治療薬・治療法 ⑦医療 ⑧検査 ⑨保健 ⑩物資 ⑪生活・経済の安定の確保														●能動的・一次的 ○受動的・二次的			
時	状況と対策	国	山梨県																
X+1w ~X+3m	□: 状況 ●: 国の動向 ①~⑪: 対策項目①~⑪に 関連した対策	統括庁／ 厚生労働省	JIHS	県	甲府市（保 健所設置 市）	市町村	指定地方 公共機関	医療機関	薬局、訪問 看護	消防機関	検査機関、 宿泊施設	保育所等、 学校等	高齢者施 設等	特定接 種登録 事業者	一般事 業者	県民			
T4-1 X+1m	□ 国内（県外）1例目の発生。 □ 流行初期の体制として、全国で病床2.8万床、検査実施能力10万件/日を確認。山梨県では病床144床以上、PCR検査実施能力200件/日以上、宿泊療養居室70室以上を確保。																		
	●国内発生を受けた基本的対処方針 の変更	●周知		○展開	○展開	○展開	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信			
	①県内発生に備えた組織体制の強化			●強化	●強化	●強化	●業務												
	④国内発生を踏まえた情報発信			●充実	●充実	○充実													
	⑤封じ込めを念頭にまん延防止対策			●協力要請	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力	○協力			
	●治療指針の提示・共有	●提示		○展開	○展開	○受信		○活用	○受信	○受信			○受信						
	⑥特定接種の開始（「プレパ レーション」の有効性が確認された場合）	●実施	●効果確認	○一部実施	○一部実施	○一部実施								○接種 ●BCP					
	⑦流行初期に対応する医療機関等が 参加するオンライン会議の開催			●意見交換	●意見交換			●意見交換											
	⑦宿泊療養居室の確保・受け入れ準備			●確保							○居室提供								
	⑧衛生環境研究所検査体制の確認			●確認															
	⑨保健所の感染症有事体制の確認			●確認	●確認														
	⑪「グリーン・ゾーン」認証制度への移行			●移行												○申請			
+1w	●国内発生を受けたリスク評価 ●FF100による臨床情報・検体の活用 ⑦患者増に備えた受け入れ体制の確認 ⑧最新の検査方法・検査精度の確認 ⑨相談対応及び感染症法に基づく患者 対応の体制強化	●依頼	○分析 ●研究開発	○展開	○展開	○展開	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信			
				●確認 ●体制強化	●体制強化	○相談強化		●確認											
+3w	●リスク評価を踏まえた対策の見直し、 所管省庁を通じた周知	●周知		○展開	○展開	○展開	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信	○受信			
X+2m	□ 感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置付き協定締結医療機関による対応に加え、発生公表後3か月以内に体制を整える公的医療機関等による医療提供体制を確保する必要。 □ 必要に応じ、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置を検討。																		
	⑦発生公表後3m以内に体制を整える 協定締結医療機関による体制拡充			●要請				○順次対応											
	⑤まん延防止等重点措置、緊急事態 措置の公示（必要時）	●公示		○措置	○措置（区 域指定）	○措置（区 域指定）	○業務	○対応	○対応	○対応	○対応	○対応	○対応	○対応	○対応	○対応			
X+3m	□ 公的医療機関等を含めた医療提供体制へ拡充。																		
	⑦発生公表後3m以内に体制を整える 協定締結医療機関の対応を確認			●確認				○体制整備											
	⑧検査体制の拡充			●順次要請						○順次対応									

初動期		対応期					感染症危機への事態対処の タイムライン 5/6							
T1	T2	T3	T4-1	T4-2	T5									
新たな感染症危機の 発生の予感	感染症危機発生の 予感が現実	感染症有事の初動 対応	感染症有事の初期 対応	初期における県内発 生事例への対応	関係者の連携・協力 による療養支援									
X-2m~X-1w	X-1w~X	X~X+1w	X+1w~X+3m		X+3m~									
X:新型インフルエンザ等の発生公表の日 hr:時間 d:日 m:月		対策項目 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、まん延防止 ⑥ワクチン、治療薬・治療法 ⑦医療 ⑧検査 ⑨保健 ⑩物資 ⑪生活・経済の安定の確保					●能動的・一次的 ○受動的・二次的							
時	状況と対策		国			山梨県								
X+1w ~X+3m	□:状況 ●:国の動向 ①~⑪:対策項目①~対策項目⑪に関連 した対策		統括庁	厚生労働省	JHIS	検査所	県	県型保健所	衛生環境研 究所	甲府市（保健所 設置市）	市町村	医療機関	消防機関	その他の 関係者
P-2d	□ 新型インフルエンザ等の発生国・地域に滞在する邦人Zが一時期帰国。 □ 無症状のZは、検査において停留の対象外とされた。検査所は、Zに対し自宅（山梨県内・甲府市外）での待機を要請し、健康監視の対象とした。 ●健康監視対象者の通報													
P-1d	□ 管轄保健所が健康監視を継続。1日2回健康状態を確認し、Zに体調に変化はみられない。													
P-3hr	□ Zから管轄保健所に体調悪化の報告あり。管轄保健所は、直ちに発熱外来を案内し、Zは、同医療機関を受診。													
P=T4-2	□ 発熱外来の医療機関は、Zの行動歴、症状及び検査所見から、Zを新型インフルエンザ等の疑似症患者と診断。直ちに保健所に感染症発生届を提出。													
+1hr	⑨感染症法に基づき、疑似症患者を患者 とみなして対応		○一報受理	○一報受理 ●統括庁へ			●国へ一報	●積極的疫学調査 （必要に応じて応答命令） ●就業制限 ●濃厚接触者の健康観察、 外出自粛要請 ●検体確保、搬入 （必要に応じて採取措置）	●検査開始	○市内濃厚接触 者の健康観察、 外出自粛要請		○検体採取、 提出		
+3hr ~5hr	⑨まん延防止のための入院対応 ④公表原稿・公表時間の調整			●調整			●入院調整 ●調整	●入院勧告					○状況により 移送に協力	
+5hr ~6hr	□ 衛生環境研究所のPCR検査の結果、新型インフルエンザ等の患者確定。 （JIHSでの確定検査を要する場合は、検体搬送を含め所要半日～1日程度。状況に応じて県警に検体搬送への協力を依頼。）													
+8hr ~9hr	④県内発生事例の公表と情報共有			●公表			●公表 会見・レク ●情報共有	○受信	○受信	○発信	○発信	○受信	○受信	○受信
P+5hr	□ 入院勧告に伴う移送によりZの入院が完了。（3行上の対応の結果として）													
+72hr								●入院延長勧告の手続 ・感染症診査協議会諮問 ・意見陳述機会の付与 ●入院延長勧告（必要時）						
P+3d	□ 感染症診査協議会の答申を踏まえ、入院延長の勧告により、更に10日間、公費負担医療の取扱いで入院を継続。（新感染症の場合は、厚生労働大臣の技術的指導・助言による。）													
P+1w	□ Zは、加療により症状が改善し、病原体を保有していないことが確認されたので退院。（退院基準は、感染症の特徴、病原体の性状等により専門家の意見を聴いて厚生労働省が提示。）													
速やかに	③退院時の届出により臨床情報を把握				○分析 ○検査		○確認	○確認 ○検体確保、搬入	○検査、検 体輸送			●届出 ●検体提出		

初動期		対応期				
T1	T2	T3	T4-1	T4-2	T5	
新たな感染症危機の発生の予感	感染症危機発生の予感が現実	感染症有事の初動対応	感染症有事の初期対応	初期における県内発生事例への対応	関係者の連携・協力による療養支援	
X-2m~X-1w	X-1w~X	X~X+1w	X+1w~X+3m		X+3m~	
X:新型インフルエンザ等の発生公表の日 hr:時間 d:日 m:月						
対策項目		①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策、まん延防止 ⑥ワクチン、治療薬・治療法 ⑦医療 ⑧検査 ⑨保健 ⑩物資 ⑪生活・経済の安定の確保				
		●能動的・一次的 ○受動的・二次的				

時	状況と対策	山梨県								
X+3m~	□:状況 ●:国の動向 ①~⑪:対策項目①~対策項目⑪に関連した対策	県	県型保健所	甲府市（保健所設置市）	市町村	医療機関（病床確保・発熱外来）	医療機関（自宅療養者等への医療の提供）	薬局、訪問看護	介護事業者	委託業者
X+3m~	□ 新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度を勘案して国が自宅療養を認める方針を提示。									
	⑦発生公表後6m以内に体制を整える協定締結医療機関による体制拡充	●要請	○確認	○確認		○順次対応	○順次対応	○順次対応		
	⑨自宅療養の支援に必要な業務を委託	●委託 ・受診案内 ・搬送 ・物資調達・配送		●委託 ・受診案内 ・搬送 ・食事提供 ・物資調達・配送	●委託 ・搬送 ・食事提供 ・物資調達・配送					○受託 ・受診案内 ・搬送 ・食事提供 ・物資調達 ・物資配送

Q=T5	□ 甲府市内の医療機関が感染症法に基づく入院を要さない患者（住所:甲府市外）の発生を確認									
	⑨診断医による感染症発生届	○NESID確認	○NESID確認	○受理・連絡		●届出				
+2hr ~3hr	⑨積極的疫学調査		●調査 ●患者・濃厚接触者の外出自粛要請・健康観察	○市内濃厚接触者の外出自粛要請・健康観察						
+3hr ~4hr	⑨療養先の判断（入院不要・自宅療養）・情報共有	●判断・連絡 ○物資の手配	○受信	○受信 ○物資の手配	○受信 ○物資の手配					○受託業務
+4hr ~5hr	⑨外出自粛を伴う療養の説明		●説明							
+5hr ~6hr	⑨療養支援を担う関係者の選定及び当該関係者への情報提供・共有		●療養支援を担う関係者への情報提供	○支援開始※ ●介護事業者との連携※	○支援開始※ ●介護事業者との連携※	○支援開始※ （かかりつけ医の場合）	○支援開始※ ●医療の提供・健康観察※	○支援開始※ ●医療の提供・健康観察※	○生活に必要なサービスの提供	○受託業務（随時）

Q+3d	□ 外出自粛対象となった患者又は濃厚接触者の症状が自宅で症状悪化。									
	⑨健康状態の異状を確認		●確認※	●確認※	●確認※		●確認※	●確認※		
+1hr	⑨入院又は外来受診の調整		●受診調整※	●受診調整※	●受診調整・依頼※	○受け入れ調整	●受診調整※	●受診調整※		
+3hr	⑨入院又は外来受診					●受け入れ				○受託業務
+4hr	⑨情報共有		○共有※	○共有※	○共有※		○共有※	○共有※		

Q+4d	□ 発熱外来を受診した濃厚接触者が陽性となり、自宅療養を開始。									
Q+7d	□ 元患者の状態及び発症日からの経過日数により、療養解除の条件を満たすことを確認し、保健所が療養を解除。（療養解除の条件は、作成・変更の都度、国が提示。）									

感染症危機への事態対処の
タイムライン

6/6

✓ このタイムラインは、県行動計画のシナリオをもとに描いており、実際の感染症危機では、事前の想定と大きく異なることがある。

※ 患者・濃厚接触者の背景・状況等により、療養の支援や健康状態の確認、情報共有などを行う関係機関が異なる。

感染症危機への事態対処の タイムライン

6/6

✓ このタイムラインは、県行動計画のシナリオをもとに描いており、実際の感染症危機では、事前の想定と大きく異なることがある。